

# 日本商品委託者保護基金

## 個人情報保護規程

### (目 的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）等（以下、法及び法に関連する法令等を併せて「個人情報保護に関する法令等」という。）を踏まえ、個人情報に関し、日本商品委託者保護基金（以下「基金」という。）における収集、保管、利用、第三者提供、消去、安全管理、本人からの開示等の求めに応じる手続、苦情等への対応、取扱いに関する組織等について定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、基金における個人情報の保護を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、法その他関連法令等の定義に従い、当該各号に定める。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - ② 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号及び記号その他の符号をいう。
  - ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号及び記号その他の符号であつて、当該特定個人を識別することができるもの
  - ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行するカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号及び記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (3) 「要配慮個人情報」とは、法第2条第3項に定められる、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪によって害を被った事実その他本人に対する

不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。

(4)「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

② 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した情報の集合物であって、目次及び索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいい、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。

イ 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法及び法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと

ロ 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること

ハ 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること

(5)「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6)「保有個人データ」とは、基金が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(7)「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(8)「会員」とは、基金に加入している商品先物取引業者をいい、基金に加入している間に商品先物取引法第304条に規定する通知商品先物取引業者となった者及び基金を脱退した会員であって基金への義務を履行していない者を含む。

(9)「役員」とは、基金の理事長、理事及び監事をいい、常勤、非常勤の別を問わないものとする。

(10)「職員等」とは、基金と雇用関係にある正職員、嘱託職員及び臨時職員、並びに労働者派遣契約に基づき基金において勤務する者をいう。

(11)「委員等」とは、基金に設置された運営審議会及び委員会の委員、参与、相談役並びに顧問をいう。

## (基本理念)

第3条 基金は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図る。

#### **(個人情報保護方針)**

第4条 基金は、個人情報保護方針を定め、これをホームページ等の適切な手段によって公表する。

#### **(個人情報保護に関する法令等、個人情報保護規程及び個人情報保護方針の遵守)**

第5条 基金は、個人情報の取扱いにつき、個人情報保護に関する法令等、この規程及び個人情報保護方針を遵守する。

2 基金は、個人情報の取扱いにつき、基金の役員、委員等及び職員等に個人情報保護に関する法令等、この規程及び個人情報保護方針を遵守させる。

#### **(取扱いに関する組織)**

第6条 基金における個人情報の取扱いに関する組織は、この規程に定めるもののほか、第27条に規定する細則に定めるところによる。

#### **(個人情報保護管理者)**

第7条 基金は、個人情報の適正な取扱いを図るため、総務部に個人情報保護管理者を設置する。

2 個人情報保護管理者は、基金の職員等の中から理事長が指名する。

3 個人情報保護管理者の権限及び責任は、次のとおりとする。

(1) 個人情報保護に関する法令等、この規程及び個人情報保護方針を遵守させる事務につき、理事長を補佐し、及び次条に規定する個人情報保護事務担当者に対し指揮及び指示を行うこと。

(2) 個人情報の収集、保管、利用、消去、第三者への提供等の事務につき、理事長を補佐し、及び次条に規定する個人情報保護事務担当者に対し指揮及び指示を行うこと。

(3) 個人情報保護に関する法令等、この規程及び個人情報保護方針を役員、委員等及び職員等に周知徹底し、並びに職員等に対し必要な研修を実施すること。

(4) 個人情報保護に関する法令等に基づく本人からの開示等の求め、苦情の申出等の本人との対応事務を統括すること。

(5) この規程の適正な運用を監視し、その運用のために必要がある場合には、次条に規定する個人情報保護事務担当者に対し指揮及び指示を行うこと。

(6) この規程の運用の実情等に鑑み、その運用の見直し又はこの規程の改正を提案すること。

- (7) この規程を実施するための細則等を定め、及びこれを実施すること。
- (8) その他この規程に定める事項を行うこと。

### **(個人情報保護事務担当者)**

第8条 基金は、個人情報の適正な取扱いを図り、前条に規定する個人情報保護管理者を補佐し、個人情報の適正な取扱いを図るため、各部に個人情報保護事務担当者を設置する。

- 2 個人情報保護事務担当者は、基金の職員等の中から理事長が指名する。
- 3 個人情報保護事務担当者の権限及び責任は、次のとおりとする。
  - (1) 各部における個人情報保護に関する法令等、この規程及び個人情報保護方針を遵守させる事務につき、個人情報保護管理者を補佐すること。
  - (2) 各部における個人情報の収集、保管、利用、消去、第三者への提供等の事務につき、個人情報保護管理者を補佐すること。
  - (3) 個人情報保護管理者の指揮及び指示に基づきこの規程の適正な運用を監視し、並びにその適正な運用のため必要がある場合には、個人情報保護管理者を補佐して、各部の職員等に対し指揮及び指示を行うこと。
  - (4) 各部における個人情報の収集、保管、利用、消去、第三者への提供等の事務を適正に遂行すること。
  - (5) 各部において個人情報の取扱いが個人情報保護に関する法令等、この規程又は個人情報保護方針に違反したと料される事実が生じた場合には、直ちに個人情報保護管理者に報告すること。
  - (6) 個人情報保護に関する法令等、この規程及び個人情報保護方針を各部の職員等に周知徹底し、並びに個人情報保護管理者を補佐して職員等を研修すること。

### **(監 督)**

- 第9条 理事長は、基金における個人情報の取扱いが個人情報保護に関する法令等、この規程及び個人情報保護方針を遵守するものとなるよう監督を行う。
- 2 理事長は、前項の規定による監督を行うために、必要な調査を実施し、並びに個人情報保護管理者に対し指揮及び指示を行うことができる。
  - 3 理事長は、少なくとも毎年1回、理事会に対し、基金における個人情報の取扱いの状況につき報告する。

### **(守秘義務)**

第10条 役員、委員等及び職員等は、職務上取り扱った個人情報につき、この規程に則した取扱いを行う場合のほか法令上特段の事由がある場合又は本人の同意がある場合を除き、守秘すべき義務を負う。その職務を退いた後においても、同様とする。

- 2 理事長は、役員、委員等及び職員等から守秘義務を負う旨の書面の提出を求めることができる。
- 3 前項に規定する書面は、個人情報保護管理者が保管する。
- 4 基金は、役員、委員等又は職員等が第1項に規定する守秘義務に違反した場合には、適切な措置をとる。

### **(利用目的の特定、公表等)**

第11条 基金は、個人情報を取り扱うに当たっては、次の利用目的の範囲内で取り扱うものとし、これをホームページ等の適切な手段によって公表する。

(1) 会員の役員及び職員等に関する個人情報

- ① 基金の運営に係る事務処理、常時監視、監査、指導、制裁等の会員に対する監督その他の商品先物取引法第300条に規定する業務の遂行
- ② ①の業務を遂行する上で必要となる商品先物取引法における主務官庁（以下単に「主務官庁」という。）、商品取引所及び商品取引清算機関（以下「商品取引所等」という。）並びに日本商品先物取引協会との協力

(2) 会員の顧客及び会員に対し債権又は債務を有する者に関する個人情報

- ① 商品先物取引法第300条第1号に規定する一般委託者に対する支払、同条第2号に規定する資金の貸付け、同条第3号に規定する保全対象財産の預託の受入れ及び管理、同条第4号に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務、同条第5号に規定する裁判上又は裁判外の行為、常時監視、監査、指導、制裁等の会員に対する監督その他の基金の業務の遂行
- ② ①の業務を遂行する上で必要となる主務官庁、商品取引所等及び日本商品先物取引協会との協力

(3) 基金の役員及び委員等に関する個人情報

基金の運営並びに選任・解任、監督等役員及び委員等に係る事務処理の遂行

(4) 基金の職員等に関する個人情報

基金の運営及び人事、監督、懲戒等職員等に係る事務処理の遂行

(5) その他基金の業務の遂行に伴い必要となる個人情報

基金の業務の遂行

- 2 基金は、前項に定めるもののほかに個人情報を取り扱う必要が生じた場合には、その利用目的をできる限り特定し、適切な手段によって公表する。

### **(利用目的の通知等)**

第11条の2 基金は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、基金は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。
- 3 基金は、第1項又は第2項に規定する利用目的を変更した場合には、変更された利用目的について、本人に通知し、又は適切な手段によって公表する。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより基金の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- 5 基金は、保有個人データに関し、第11条各項及び第3項に規定する利用目的のほか、法第27条第2項の規定による利用目的の通知の求め、法第28条第2項の規定による開示の求め、法第29条第2項の規定による内容の訂正、追加又は削除の求め又は法第30条第2項の規定による利用停止等の求め若しくは同条第4項の規定による第三者への提供の停止の求めが行われた場合における手続及び苦情の申出先をホームページ等の適切な手段により公表する。

### **(適正な収集)**

- 第12条 基金は、基金の事業目的の遂行のため、第11条各項及び前条第3項に規定する利用目的を踏まえ、必要な範囲で個人情報を収集する。
- 2 基金は、本人から直接に個人情報を収集するほか、商品先物取引法第300条第1号に規定する一般委託者に対する支払及び同条第4号に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務その他基金の業務の遂行のため、本人以外の者から間接的に個人情報を収集する。
- 3 基金は偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。また、本人が個人情報保護に関する法令等により有する権利に十分配慮する。
- 4 基金は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (5) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合
  - (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
  - (7) 法第23条第5項各号において、個人データである要配慮個人情報の提供をうけるときのとき
- 5 会員は、基金が第2項の規定により顧客等に係る個人情報の提供を求めた場合においてこれに応じることができるよう、あらかじめ個人情報保護に関する法令等に基づく個人データの第三者への提供を可能とする措置を講じておかなければならない。

#### **(個人情報の目的外利用)**

- 第13条 基金は、個人情報を第11条各項及び第11条の2第3項に規定する利用目的の範囲内でのみ利用し、利用目的外の利用はしない。ただし、あらかじめ本人の同意を得た場合は、この限りではない。
- 2 基金は、第11条の2第3項の規定に従い利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。
- 3 基金は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴い個人情報を取得した場合には、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わない。ただし、あらかじめ本人の同意を得た場合は、この限りではない。
- 4 前3項の規定は、前条第4項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる場合には適用しない。

#### **(第三者への提供)**

- 第14条 基金は、第12条第4項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはなら

ない。

- 2 基金は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、規則に定める所定の方法により、主務官庁に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
  - (1) 第三者への提供を利用目的とすること
  - (2) 第三者に提供される個人データの項目
  - (3) 第三者への提供の手段又は方法
  - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
  - (5) 本人の求めを受け付ける方法
- 3 基金は、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、主務官庁に届け出なければならない。
- 4 第2項及び前項における「あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とは以下のいずれかの措置を講ずることをいう。
  - (1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めするのに必要な期間をおくこと
  - (2) 本人が第三者に提供される個人データの項目等の前項各号の事実を認識できる適切かつ合理的な方法によること
- 5 基金は、第2項及び第3項による主務官庁に対する届出事項が同主務官庁により公表された後、速やかに、インターネットの利用その他適切な方法により、第三者に提供される第2項各号の事項（変更があったときには、変更後の事項）を公表するものとする。
- 6 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については第三者に該当しないものとする。
  - (1) 基金が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - (2) 合併その他の事業の承継に伴い個人データが提供される場合
  - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

- 7 基金が、商品先物取引法第300条第1号に規定する一般委託者に対する支払及び同条第4号に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務の遂行に際し、商品取引所等による取引証拠金の返還手続と密接な関連を持って進める場合において、顧客に関する個人データを当該商品取引所等と共同して利用すること、その他基金の業務の遂行のため個人データを商品取引所等又は日本商品先物取引協会と共同して利用することは、前項第3号に該当する。
- 8 基金は、第6項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合には、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。
- 9 基金は、個人データを第三者に提供する場合には、当該個人データに関する基金の利用目的を当該第三者に通知する。

#### **(第三者提供の場合の記録)**

第14条の2 基金は、個人データについて、その提供を第三者に行い、又は第三者より提供を受けた場合、法第25条及び26条その他関係法令の規定に基づき、適切に確認・記録義務を履行する。

#### **(外国にある第三者への提供の制限)**

第14条の3 基金は、個人データについて、本邦の域外にある国又は地域にある第三者（個人情報取扱事業者を除く）に対しては、第12条第4項第1号、第2号、第3号及び第4号の場合に限り提供する。

#### **(正確性の確保)**

- 第15条 基金は、第11条第1項及び第2項に規定する利用目的を達成するために必要な範囲内において、基金の管理に係る個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない
- 2 個人情報保護管理者は、定期的に又は随時、基金の管理に係る個人データの正確性及び最新性につき、個人情報保護事務担当者に確認させることができる。

#### **(安全性の確保)**

- 第16条 基金は、個人情報保護に関する法令等、この規程及び個人情報保護方針を遵守し、基金の管理に係る個人データにつき漏洩、滅失、紛失、毀損、改ざん等の事態（以下「個人情報事故」という。）が生じないように、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる。
- 2 個人情報保護管理者は、基金の管理に係る個人データのうちコンピュータ管理され

ているものにつき、別に定めるところにより、パスワードの設定、管理、入出力管理等の必要かつ適切なセキュリティ対策を実施する。

- 3 個人情報保護管理者は、基金の管理に係る個人データのうちマニュアル管理されているものにつき、別に定めるところにより、その一元的な管理の実施、帳簿の保管等必要かつ適切な対策を個人情報保護事務担当者を実施させる。
- 4 個人情報保護管理者は、定期的に又は随時、基金の管理に係る個人データの安全管理措置の見直しを図り、及び理事長に見直しを提案する。

### **(個人データの管理の原則)**

第17条 基金は、基金の管理に係る個人データを善良な管理者としての注意義務をもって管理する。

- 2 個人情報保護管理者は、定期的に又は随時、基金の管理に係る個人データにつき、その所在及び内容を確認し、個人情報保護管理者又は個人情報保護事務担当者の責任の下に管理し、並びにこの管理外にある個人情報につきその保管者に対し必要な措置を命じることができる。
- 3 個人情報保護管理者は、基金の管理に係る個人データのうちコンピュータ管理されているものについては、別に定めるところにより、その一元的な管理を実施するとともに、その入出力、訂正、消去、コピー、印刷、利用等を管理する。
- 4 個人情報保護管理者は、基金の管理に係る個人データのうちマニュアル管理されているものについては、別に定めるところにより、個人情報保護事務担当者において、その一元的な管理を実施させるとともに、その記入、訂正、削除、廃棄、コピー、利用等を管理させる。
- 5 個人情報保護管理者は、別に個人データの管理期間を定め、及び管理期間が経過した個人データについては、遅滞なく、消去、削除又は廃棄する。

### **(職員等の監督)**

第18条 個人情報保護管理者は、基金の管理に係る個人データを取り扱う職員等を必要かつ適切に監督する。この場合において、監督に必要な事情聴取、帳簿の検査、コンピュータの検査等の調査を行うことができる。

- 2 個人情報保護事務担当者は、個人情報保護管理者の指示により、前項所定の監督及び調査を補佐する。
- 3 基金において個人データを取り扱う職員等は、個人情報保護に関する法令等、この規程及び個人情報保護方針を遵守するとともに、個人情報保護管理者及び個人情報保護事務担当者の指揮及び指示に従い、個人データを適切に取り扱う。
- 4 個人情報保護管理者は、個人データを取り扱う職員等から個人データの取扱いに関する誓約書を徴することができる。

### (個人データの処理の委託)

第19条 基金は、基金の管理に係る個人データの全部又は一部の処理を第三者に委託する場合には、基金自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 基金は、前項の必要かつ適切な監督に資するため、以下の事項を行う。

- (1) 法第20条に基づく安全管理措置が、委託する業務内容に沿って確実に実施されることについて確認できる、委託先の適切な選定
- (2) 委託先に前項の安全管理措置を確実に実施させるために必要な契約の締結
- (3) 委託先における個人データの取扱状況の把握

3 前項第3号の委託先における個人データの取扱状況の把握については、以下の内容を盛り込むものとする。

- (1) 秘密保持義務に関する規定
- (2) 事業所内からの個人情報持出しの禁止
- (3) 個人データの目的外利用の禁止
- (4) 再委託における条件
- (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
- (6) 委託契約終了後の個人データの返却又は廃棄に関する規定
- (7) 従業者に対する監督・教育に関する規定
- (8) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
- (9) 個人データを取り扱う従業者の明確化に関する規定
- (10) 基金が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

4 委託先の管理は、個人情報保護管理者が行う。また、個人情報保護事務担当者はこれを補佐する。

5 基金は、委託先において個人データの安全管理が適切に行われていることについて、1年に1回以上の頻度及び必要に応じて監査をするものとする。

6 基金は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに基金に報告される体制になっていることを確認するものとする。

7 委託先は、基金の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人データの全部又は一部を再委託できるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

8 基金は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督をおこなっているかどうかについても監督する。

9 基金は、委託先が再委託をする場合に、当該再委託契約の内容として第3項と同様の規程等を盛り込ませるものとする。

## **(教 育)**

- 第20条 個人情報保護管理者は、定期的に又は随時、個人情報保護に関する法令等、この規程及び個人情報保護方針その他個人情報の保護に関し、個人情報保護事務担当者、職員等、役員及び委員等に対し教育の機会を提供する。
- 2 前項に規定する教育については、個人情報保護管理者が、計画を策定し、及び理事長の承認を得て実施する。
  - 3 個人情報保護事務担当者は、個人情報保護管理者が行う教育の計画の策定及び実施を補佐する。

## **(監 査)**

- 第21条 理事長は、個人情報保護に関する法令等、この規程及び個人情報保護方針の遵守状況を監査するため、監査者を指名し、定期的に監査を行う。
- 2 監査者は、監査を実施するため、職員等の中から補助者を指名し、及び外部の専門家を選任することができる。
  - 3 監査者は監査計画を策定し、監査を行い、基金は監査計画に従う。
  - 4 監査者は、監査が終了した場合には、遅滞なく監査報告書を作成し、これを理事長に提出する。
  - 5 理事長は、監査報告書を参考にして、個人情報の保護に関し改善の必要があると認める場合には、個人情報保護管理者に改善措置を実施させる。改善措置のうち、この規程の改正等理事会の議決が必要な場合には、理事長は、その都度、遅滞なく理事会を開催し、必要な議決を求める。
  - 6 個人情報保護管理者が前項に規定する改善措置を実施した場合には、これを理事長及び監査者に遅滞なく報告する。

## **(個人情報事故への対応)**

- 第22条 基金の管理に係る個人データにつき個人情報事故が発生し、又は発生したと思料される場合には、これを知った役員、委員等又は職員等は、直ちに個人情報保護管理者に通知する。
- 2 個人情報保護管理者は、個人情報事故の内容及び態様、被害の内容、態様及び範囲等の事情を考慮して、自ら又は個人情報保護事務担当者に指示し、必要な事実関係の調査及び原因を究明するとともに、できる限り速やかに影響を受ける可能性のある本人への連絡を行う。この場合において、個人情報保護管理者は、外部の専門家を選任し、必要な調査を行わせることができる。
  - 3 個人情報保護管理者は、前項の調査結果を踏まえ、個人情報事故の内容及び態様、被害の内容、態様及び範囲等の事情を考慮し、直ちに、自ら必要な措置を講じ、又は必要な措置を講じることを理事長に助言する。個人情報保護管理者が自ら必要な措置

を講じた場合には、直ちに理事長にその旨を報告する。

- 4 個人情報保護管理者又は理事長が前項の規定に基づき必要な措置を講じた場合には、理事長は、直ちに主務官庁に、また、直近に開催される理事会においてその措置の経緯及び内容を報告する。
- 5 個人情報保護管理者又は理事長は、第2項の調査及び第3項の必要な措置を行い、これに基づき再発防止策の策定を行った後に、事実関係及び再発防止策等の公表を行う。

### **(報告)**

第23条 役員、委員等及び職員等は、個人情報保護に関する法令等、この規程若しくは個人情報保護方針に違反する事実が発生し、又は発生するおそれがあることを認知した場合には、個人情報保護管理者にその旨を報告する。

- 2 役員、委員等又は職員等であって前項の報告をした者は、報告をしたことによっていかなる不利益な取扱いも受けない。
- 3 個人情報保護管理者は、報告者の氏名及び報告の内容につき秘密を保持する義務を負う。
- 4 個人情報保護管理者は、報告の内容等の事情を考慮して、自ら又は個人情報保護事務担当者に指示し、必要な調査を実施する。この場合において、個人情報保護管理者は、外部の専門家を選任し、必要な調査を行わせることができる。
- 5 個人情報保護管理者は、前項の調査結果を踏まえ、違反の事実が認められる場合には、違反の内容、態様等の事情を考慮し、直ちに、自ら必要な措置を講じ、又は必要な措置を講じることを理事長に助言する。個人情報保護管理者が自ら必要な措置を講じた場合には、直ちに理事長にその旨を報告する。
- 6 個人情報保護管理者又は理事長が前項の規定に基づき必要な措置を講じた場合には、理事長は、直ちに主務官庁に、また、直近に開催される理事会においてその措置の経緯及び内容を報告する。

### **(苦情等への対応)**

第24条 理事長は、基金の管理に係る個人情報の取扱いに関する問合せ、相談又は苦情（以下「苦情等」という。）を受け付け、及びこれに応じるため、窓口担当部署を指定し、これを個人情報保護管理者に管理させる。

- 2 理事長は、前項に指定する窓口担当部署を基金のホームページ等の適切な手段で公表する。
- 3 窓口担当者は、個々の苦情等につき窓口担当簿を作成し、及びこれを保管する。
- 4 窓口担当者は、個々の苦情等に対し、個人情報保護に関する法令等、この規程及びこれに基づく細則、個人情報保護方針の内容及び趣旨に従い回答するとともに、必要に応じ基金の担当部署に当該苦情等を回付する。

5 苦情等への対応は、親切かつ丁寧であることを旨とする。

#### **(保有個人データに関する開示等)**

第25条 基金の管理に係る保有個人データにつき、本人から、法第27条第2項の規定による利用目的の通知の求め、法第28条第2項の規定による開示の求め、法第29条第2項の規定による内容の訂正、追加若しくは削除の求め、法第30条第2項の規定による利用停止若しくは消去の求め又は法第30条第4項の規定による第三者への提供の停止の求めが行われた場合における手続は、別に定める。

#### **(匿名加工情報の利用)**

第25条の2 基金において匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報をも復元することができないようにするため、法その他関係法令の定めに基づき、基金において定められた加工基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 基金において匿名加工情報を作成するときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要な安全管理のための措置を講ずる。

3 基金において匿名加工情報を作成するときは、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する。

4 基金において匿名加工情報を第三者に提供するときは、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示する。

5 基金は、匿名加工情報を作成・利用するにあたり、当該匿名加工情報を他の情報と照合せず、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別しない。

6 基金において匿名加工情報を作成・利用するときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置をそれぞれ自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表する。

#### **(規程の改正)**

第26条 個人情報保護管理者は、随時、この規程の運用の実情のほかこの規程が個人情報保護に関する法令等、裁判例等に合致しているかどうかを検討し、その結果を踏まえこの規程の改正を理事長に提案する。

2 理事長は、前項の規定による提案を踏まえ、必要に応じこの規程の改正につき理事会の承認を求める。

**(細 則)**

第27条 個人情報保護管理者は、理事長の承認を得て、この規程の運用に必要な細則を定めることができる。

**附 則**

**(施行日)**

第1条 この規程は、平成17年5月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

第1条 この規程の改正は、平成23年1月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

第1条 この規程の改正は、平成27年12月10日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

第1条 この規程の改正は、平成29年5月30日から施行する。

第2条 第25条の2の規定に基づく匿名加工情報の作成等は、当分の間、これを行わないこととする。